

大分県報

令和七年
三月十八日
号外（一〇）

（火曜日）

目次

告示

知事管理漁獲可能量の一部変更……………一

○告示

大分県告示第百十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第十六条第五項の規定により、知事管理漁獲可能量の設定（令和六年大分県告示第百八十一号）の一部を次のように変更したので、同条第五項において準用する同条第四項の規定に基づき、公表する。

令和七年三月十八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

第二を次のように改める。

第二 くろまぐろ（大型魚）

法第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表下欄に掲げる数量とする。

知事管理区分

知事管理漁獲可能量

大分県くろまぐろ（大型魚） 漁業区分

七・四トン

備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 七・四トン

令和七年三月十八日

大分県報号外（告示）